

# 鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の概要

---

平成29年2月13日  
佐賀県生産者支援課

# 鳥獣保護管理事業計画とは

- 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」）第4条に基づき、環境省の示した「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」）に即した、県が作成する鳥獣保護管理事業の実施に関する計画

## 【現行計画の内容】

- 1 計画の期間
- 2 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区に関すること
- 3 鳥獣の人工増殖、放鳥獣に関すること
- 4 鳥獣の捕獲等の許可（有害鳥獣捕獲等）に関すること
- 5 特定猟具使用禁止区域等に関すること
- 6 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関すること
- 7 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関すること
- 8 鳥獣の生息状況調査に関すること
- 9 鳥獣保護管理事業の実施体制に関すること
- 10 その他

# 現計画の取組状況(その1)

- 指定期間が満了した鳥獣保護区、特別保護地区等について、計画どおり期間更新を行った。

鳥獣保護区 16か所更新⇒16か所更新済

特別保護地区 4か所更新⇒4か所更新済

特定猟具禁止 27か所更新⇒27か所更新済

1か所新規⇒国の鳥獣保護区(佐賀市大授搦)となったため、指定しない

	現時点での指定状況		うち11次計画中の更新数			
	地区数	延面積	更新予定		更新済	
			地区数	延面積	地区数	延面積
鳥獣保護区	41	16,948ha	16	9,342ha	16	9,342ha
特別保護地区	5	341ha	4	271ha	4	271ha
特定猟具禁止	46	22,476ha	27	16,909ha	27	16,909ha

# 現計画の取組状況(その2)

- 農作物や生活環境等に対する被害の大きい鳥獣について、捕獲許可の要件緩和などを行い、捕獲圧の向上を図るなど市町等と連携して被害の軽減に努めた。



<仲谷淳撮影>

		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
獣類	有害捕獲数(頭)	15,235	16,731	20,031	19,128	22,606
	被害額(百万円)	202.4	182.2	144.5	164.8	140.4
鳥類	有害捕獲数(羽)	4,329	4,105	5,122	5,305	5,768
	被害額(百万円)	112.1	61.2	60.4	41.8	34.5

# 第12次鳥獣保護管理事業計画について

# 第12次計画の策定について

- 県が平成24年4月に策定した「第11次鳥獣保護管理事業計画（以下「第11次計画」）」（根拠：鳥獣保護法第4条第1項）が平成29年3月に期間満了。
- 国において、基本指針は定期的（5年毎）に見直されており、このたび、平成28年10月に変更。
- 平成29年4月に施行する「第12次鳥獣保護管理事業計画（以下「第12次計画」）」を国の基本指針に即し第11次計画の内容を見直して策定。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

なお、本県で農作物等被害の約6割を占めるイノシシの被害減少を図るため、イノシシの生息数を管理する方法などについて記載した「第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画」（第5期）も併せて策定する。

# 基本指針の主な変更内容

## 【見直しの概要】

- 鳥獣保護法に基づき、国では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方を整理した「基本指針」を作成。
- 「基本指針」は、5年ごとに見直されており、平成28年10月に変更されたところ。

## <主な変更点>

項目	主な内容
重複部分の整理	平成26年の鳥獣保護法の改正に伴い、「基本指針」の文章量が増加したため、全体をみて重複している部分を整理
有害捕獲許可の条件緩和	小型の箱わな等でアライグマ等の鳥獣を農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内で捕獲する場合で、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合に、狩猟免許を受けていない者に対して捕獲を許可（佐賀県では第11次計画で対応済）
放鳥事業の対応	放鳥の効果と影響を勘案して、見直しを含めて慎重に対応

## 【環境省の基本指針の主な改正点とその対応案】

### 重複部分の整理

- \* 平成26年の鳥獣保護法の改正に伴い、「基本指針」の文章量が増加したため、全体をみて重複している部分を整理

基本方針に基づき、文言を見直して記載

### 有害捕獲許可の条件緩和

- \* 小型の箱わな等でアライグマ等の鳥獣を農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内で捕獲する場合で、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合に、狩猟免許を受けていない者に対して捕獲を許可

佐賀県では第11次計画ですでに条件緩和を行っており、第12次計画でも、引き続き記載(第4の5の(1)の④の1))

### 放鳥事業の対応

- \* 放鳥の効果と影響を勘案して、見直しを含めて慎重に対応

基本方針に基づき、文言を見直して記載(第3の2の(1))

## 【佐賀県における状況の変化等】

- 狩猟者の高齢化等が進んでおり、農業者や地域住民などによる捕獲を進めている。

農業者の自衛捕獲や集落単位での捕獲班による捕獲を進める。

これらの実施が困難な地域では、市町の鳥獣被害対策実施隊や県の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の検討を行う。

第10の1の(2)



## 【市町、鳥獣保護管理員等からの意見】

- 市町、鳥獣保護管理員、県庁関係部署に対して、11月から12月にかけて意見照会を行ったが特に意見はなかった。

## 【パブリックコメントの募集】

- 鳥獣部会での了承を得たのち、2月中旬から3月中旬にかけて、計画案のパブリックコメントを募集する予定。

# 第1 計画の期間 P1~

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

# 第2 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区 P1~

第12次計画期間中に鳥獣保護区で25地区、特別保護地区で1地区の指定期間が満了することから、当該地区の期間更新を行う。

休猟区については、狩猟鳥獣の著しい減少が特にみられず、指定の要望もないことから、指定計画は行わない。

なお、計画期間中に新規の指定や区域の見直しなどの要望があった場合は、国や県の関係部局、市町、地元関係者等と協議しながら対応する。

	28年度末指定状況		うち第12次計画中に更新予定	
	地区数	延べ面積	地区数	延べ面積
鳥獣保護区	41	16,948ha	25	7,350ha
特別保護地区	5	341ha	1	70ha

# 第3 鳥獣の人工増殖、放鳥獣に関すること

## (1) 人工増殖

県内に狩猟鳥獣の人工増殖を行う者がいないため、人工増殖計画は行わない。

## (2) 放鳥獣

狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、キジの放鳥を実施。

毎年度200羽を鳥獣保護区等に4箇所程度放鳥。

なお、放鳥事業の効果等を検証しながら、そのあり方について引き続き検討していく。



### <キジの放鳥計画>

年度	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33
箇所数 (農林名)	4 (伊万里)	4 (唐津)	4 (杵藤)	4 (東部)	4 (佐賀中部)
放鳥数	200羽	200羽	200羽	200羽	200羽

## 第4 鳥獣の捕獲等の許可に関すること

P8~

(1) 生活環境、農林水産業等の被害防止のための捕獲（有害捕獲）

**狩猟免許を保有しなくても有害捕獲を可能**とした要件緩和は、第1 1次計画に引き続き第1 2次計画でも継続する。

被害を受けている者の住宅等及びハウス（敷地を含む）や垣、柵、その他これに類するもので囲まれた被害農地内で小型箱わな、つき網、手捕りにより小型の鳥獣を捕獲する場合

※今回、国基本方針で追加された内容

自己の事業地内に農林業者自らが囲いわなを用いて捕獲する場合

※ただし、狩猟者保険等への加入は必要。

銃器を使用しない捕獲班で、狩猟免許所持者（実際に捕獲する者）の補助者として見回りやわなの餌まきなどの活動をする場合

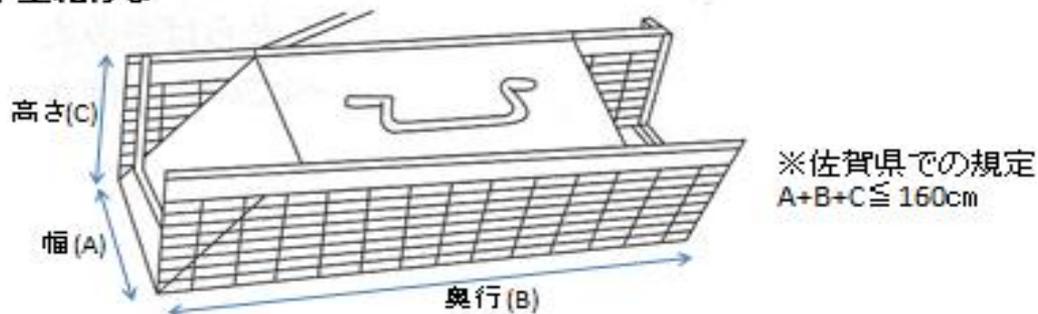
※補助者は、許可申請者の市町や法人が開催する捕獲に関する講習会を受講し、捕獲技術、安全性等の知識を習得されている者とする

● 次の場合は、狩猟免許の所有等が不要

- ・被害を受けている者の住宅等及びハウス(敷地を含む)・垣、柵、その他これに類するもので囲まれた被害農地内で小型箱わな、つき網、手捕りにより小型の鳥獣を捕獲する場合

※今回、国基本指針で追加された内容

○小型箱わな



○つき網



P9

P26

## (2) 愛がんのための捕獲及び飼養について

野生鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきという理念に反するだけでなく、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、愛がんのための飼養を目的とした鳥獣の捕獲を行うことは、第11次計画に引き続き許可しない。

なお、メジロについては、平成24年3月31日時点で市町に飼養登録中の個体のみ終生飼養を認める。



## 第5 特定猟具使用禁止区域等に関すること

P26～

特定猟具使用禁止区域46箇所のうち、第12次計画期間中に期間満了となる18箇所を再指定する。

なお、計画期間中に新規の指定や区域の見直しなどの要望があった場合は、国や県の関係部局、市町、地元関係者等と協議しながら対応する。

	28年度末指定状況		うち第12次計画中に更新	
	地区数	延べ面積	地区数	延べ面積
特定猟具使用禁止区域	46	22,476ha	18	4,744ha
指定猟法禁止区域	1	248ha	0	0ha

## 第6 第一種特定鳥獣保護計画の作成について

P30

必要に応じて作成を検討

## 第7 第二種特定鳥獣管理計画の作成について

P30

イノシシについて、引き続き作成

## 第8 鳥獣の生息状況調査について

P31

「ガン・カモ・ハクチョウ類」を対象とした一斉調査の実施

## 第9 鳥獣保護管理事業の実施体制について

P33

認定鳥獣捕獲等事業者を必要に応じて育成・確保に努める

## 第10 その他

P37

- ・鳥獣保護管理事業の現状と課題
- ・傷病鳥獣の救護、普及啓発事業、法令の普及徹底等を実施

# 第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画とは

- 「鳥獣保護法」第7条に基づき、生息数が著しい増加又は生息範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等が発生しているなどの鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息数や生息範囲を適正な水準とするために、環境省の示した「基本指針」に即して県が任意で作成する計画

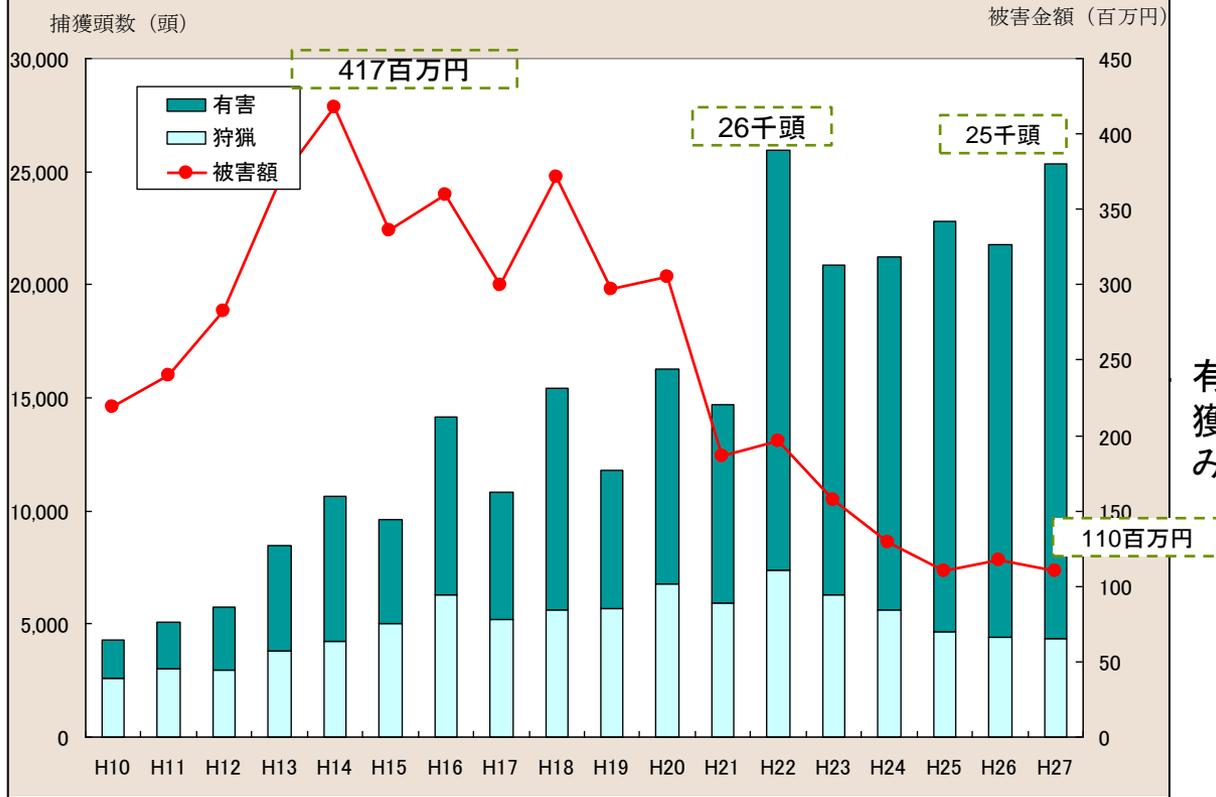
## 【現行計画の内容】

- 1 計画策定の目的及び背景
- 2 管理すべき鳥獣の種類
- 3 計画の期間
- 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
- 5 第二種特定鳥獣の管理の目標
- 6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
- 7 第二種特定鳥獣の生息地の管理及び整備に関する事項
- 8 その他第二種特定鳥獣の管理のための必要な事項

# イノシシによる農作物被害状況及び捕獲数

イノシシによるH27の農作物被害金額は約1.1億円で、ピークの4分の1程度。捕獲数は、有害捕獲数が初めて2万頭を超えたものの狩猟による捕獲数はやや減少し、全体で25千頭。

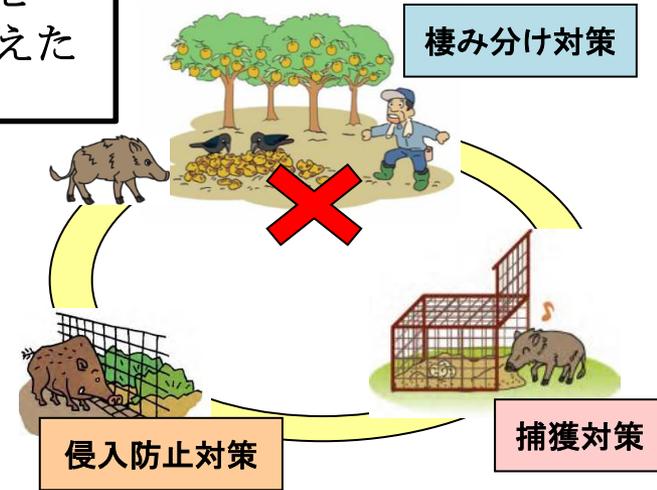
佐賀県におけるイノシシ捕獲数と農作物被害金額の推移



イノシシの捕獲頭数(狩猟+有害駆除)は、H22以降2万頭以上。

○イノシシの捕獲頭数(狩猟+有害駆除)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲頭数	26,016	20,894	21,214	22,816	21,797	25,357



有害鳥獣対策は、棲み分け・侵入防止・捕獲の3要素を総合的に組み合わせた取り組みが重要

H27イノシシによる農作物被害金額

作物名	被害額 (百万円)
イノシシ被害額合計	110.2
水稻	65.6
果樹	25.4
野菜	6.8
その他	12.4
(参考) その他鳥獣被害額	64.7
(参考) 鳥獣被害全体額	174.9

# 現計画の取組状況

- イノシシの捕獲に使用する箱わなや捕獲報償金への助成、また、捕獲班による捕獲の推進を行ったところ、平成22年度以降2万頭を越える頭数が捕獲されている。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲頭数	26,016	20,894	21,214	22,816	21,797	25,357

- ワイヤーメッシュ柵の設置によるイノシシの侵入防止対策が集落ぐるみで行われたことから、県内の総延長距離は約3千kmを越えるところとなった（平成27年度末時点）。



- これらの対策により、平成27年度のイノシシによる農作物被害額は、約1億1千万円となっており、ピーク時（H14：4億2千万円）と比較して、約1/4まで減少した。

## 【現在の被害状況と農家等からの声】

- \* 県全体では、イノシシによる農作物被害額は減少傾向にあるものの、侵入防止柵の設置が遅れた地域などでは依然として被害が発生している。
- \* 掘り返しによる法面の崩壊や人家近くでの出没など生活環境にも影響を及ぼすようになっている。



農業者や市町からは、侵入防止柵の設置や捕獲の強化などのイノシシ対策を継続して実施するよう、多数の要望がある。



引き続き、イノシシの個体数の管理を行う必要があることから、**第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画を策定**

# 第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画 (第5期)について

# 第二種特定鳥獣管理計画の策定について

- 本県ではイノシシの農作物や生活環境の被害軽減を図るために平成24年4月に「特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画」（第3期（平成24～28年度））を策定し、有害捕獲や侵入防止柵の設置などに取り組んできた。
- 平成26年度の鳥獣保護法の一部改正により見直された国の「基本指針」で、従来の「特定鳥獣保護管理計画」を管理目的の「第二種特定鳥獣管理計画」として新たに作成するとされたことから、平成27年5月に第3期計画を廃して、新たに「第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画」（第4期）を策定した。
- 今回、「第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画」（第4期）が平成29年3月に期間が満了することから、県の「第12次計画」の策定に併せて「第二種特定鳥獣管理計画」（第5期）を策定する。

# 第二種特定鳥獣管理計画(第5期)の概要

## 1 計画策定の目的及び背景

P1

イノシシの農作物被害等の発生状況を踏まえ、被害防止対策を講じ、イノシシによる農作物等への被害の軽減とイノシシ個体数の適正な管理を図る

## 2 管理すべき鳥獣の種類

P1

イノシシ

## 3 計画の期間

P1

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間  
(第12次鳥獣保護管理事業計画の期間)

## 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

P1

県内全域

## 5 第二種特定鳥獣の管理の目標

- 農作物等被害金額を8千万円以下（平成27年度は約1億1千万円）とする
- 目標達成のために、捕獲による個体数の調整によって被害低減の効果が見込まれるものの、狩猟者が確保できない地域においては、市町の鳥獣被害実施隊等による有害捕獲の実施を検討

### <平成33年度の被害額を8千万円以下とする考え方>

現計画の実施中に被害額が30%減少したと同様に30%低減を目指す

H23年度	H28	H33
157百万円	⇒ 110百万円	⇒ 77百万(約8千万円)
	23対比70%	27対比70%

※H28の被害額は、H27と同程度の被害が発生すると仮定して算定

※食と農振興計画上の目標（現況でイノシシ被害は全体の約60%）

項目	基準(H25)	中間目標(H30)	目標(H36)
有害鳥獣による農作物被害額	2億円	1.5億円	1億円

イノシシ 110百万円 ⇒ 90百万円 ⇒ 60百万円

## 6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

P7

狩猟期間を1ヶ月間延長（11月15日～3月15日）

ただし、「箱わな」と「止めさしでの銃器使用」に限り、上記期間の前14日間、後16日間をさらに延長（11月1日～3月31日）

くくりわなの輪の直径制限（12cm以内）を解除

## 7 第二種特定鳥獣の生息地の管理及び整備に関する事項

P10

イノシシの餌場や隠れ場として好適な環境を提供しないよう、農地周辺の環境管理について啓発を行う

## 8 その他第二種特定鳥獣の管理のための必要な事項

P10

地域ぐるみで被害防止に取り組むよう、市町等関係機関、狩猟関係者等と総合的かつ効果的な被害防止対策の実施を図る